

カード式貸金庫規定

第1条（格納品の範囲）

- (1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。
- ① 公社債券、株券その他の有価証券
 - ② 預金通帳・証書、契約証書、権利書その他の重要書類
 - ③ 貴金属、宝石その他の貴重品
 - ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの
- (2) 当金庫は前項各号に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をおことわりすることがあります。

第2条（契約期間）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する12月末日までとし、契約期間満了日まで借主または当金庫からの解約の申出をしないかぎり、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。

継続後も同様とします。

第3条（使用料）

- (1) 貸金庫の使用料は、別紙記載の料金により1年分を前払いするものとし、毎年1月の当金庫所定の日（休日の場合は翌営業日）に、借主が指定した預金口座から、普通預金・総合口座通帳、同払戻請求書または小切手によらず払戻しのうえ使用料に充当します。なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月としてその月から月割計算によりお支払いください。
- (2) 使用料は諸般の情勢により変更することがあります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。
- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

第4条（鍵の保管）

貸金庫に付属する正副鍵2個のうち、正鍵は借主が保管し、副鍵は当金庫が保管します。

第5条（カードの発行）

- (1) 借主に「すがも貸金庫カード」（以下「カード」といいます。）を発行し、借主に使用していただきます。
- (2) 借主は、貸金庫の開庫にあたって使用する暗証を、当金庫所定の手続に従いお申し出ください。

第6条（貸金庫の開閉）

- (1) 貸金庫の開閉は、借主が正鍵を使用して行ってください。
- (2) 貸金庫の開庫にあたっては、借主が暗証照合機にカードを挿入し、届出の暗証をボタンにより操作してください。
- (3) 格納品の出し入れは、当金庫所定の場所で行ってください。
- (4) 使用が済んだときは、必ず内函を元の位置に戻し、正鍵により閉扉し施錠してください。これをなされなかったことにより生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (5) 停電、故障等によりカードによる暗証照合機の取扱いができないときは、当金庫所定の貸金庫開庫依頼書に借主の氏名および届出の暗証を記入し、カードとともに提出してください。

第7条（本人確認）

- (1) 当金庫は、貸金庫の契約の際に、法令で定める本人確認等の確認を行います。
- (2) 当金庫は、貸金庫の契約後も、法令で定める本人確認等の確認を行うことがあります。

第8条（届出事項の変更）

- (1) 印章を失った場合または印章、名称、商号、代表者、代理人、住所その他届出事項に変更があった場合は、直ちに書面により当金庫に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- カードまたは正鍵を失ったとき、もしくは損傷したときも同様とします。
- (2) 届出のあった名称、住所等にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着または到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとします。

第9条（成年後見人等の届出）

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面により当金庫に届け出てください。借主の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により補助・保佐・後見が開始された場合も、同様に届け出てください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面により当金庫に届け出てください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前二項と同様に、当金庫に届け出てください。
- (4) 前三項の届出事項に取消しまたは変更等が生じた場合にも同様に、当金庫に届け出てください。
- (5) 前四項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第10条（印章、カード、鍵の喪失時等の取扱い）

- (1) 印章、カードまたは正鍵を失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続をした後に行ってください。
- (2) 正鍵もしくはカードを失った場合または損傷した場合には、錠前等の取替えまたはカードの再発行に要する費用をお支払いください。なお、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、直ちにこれに応じてください。

第11条（暗証照合）

- (1) 暗証照合機により、カードを確認し、暗証照合機の操作の際に使用された暗証と当金庫に届出の暗証との一致を確認して、貸金庫の開閉の取扱いをした場合には、カードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。なお、第6条第5項の場合に、当金庫の窓口においてカードを確認し、貸金庫開庫依頼書に記載の暗証と届出の暗証との一致を確認のうえ取扱いをした場合にも同様とします。
- (2) 諸届その他の貸金庫取引に関する書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて開庫その他の取扱いをした場合には、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (3) 貸金庫の開閉に使用される鍵について、当金庫は確認する義務を負いません。

第12条（禁止事項）

- (1) 貸金庫の使用権、正鍵およびカードを譲渡、転貸または質入れすることはできません。
- (2) 貸金庫に破損しやすい物品、変質しやすい物品、および発火物その他危険物を格納することはできません。

第13条（損害の負担）

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開庫に応じられないことがあります。そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失、滅失、損傷、変質等の損害については、当金庫は責任を負いません。
- (3) 借主の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けた場合には、その損害を賠償していただきます。

第14条（取引の制限）

- (1) 当金庫は、借主の情報および具体的な取引内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認および資料の提出を求めることがあります。各種確認および資料の提出に正当な理由なく指定した期限までにご回答いただけない場合、ならびに、各種確認および資料の提出の求めに対する借主の回答、借主の説明内容、具体的な取引内容、その他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、この規定にもとづく取引を制限することがあります。
- (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する借主は、当金庫の求めに応じ適法な在留資格および在留期間その他必要な事項を当金庫の指定する方法により届け出てください。届出のあった在留期間が経過しても新たな在留資格および在留期間等の届出がない場合には、この規定にもとづく取引を制限することがあります。

- (3) 前二項に定めるいずれの取引の制限についても、借主からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合には、当金庫は当該取引の制限を解除します。

第 15 条（反社会的勢力との取引拒絶）

貸金庫は、第 17 条第 3 項各号のいずれにも該当しない場合に使用することができ、第 17 条第 3 項各号のいずれかに該当する場合には貸金庫の使用申込みをおことわりするものとします。

第 16 条（当然終了）

天災地変、火災等により貸金庫が滅失または損傷し、この契約の目的を達することが不可能になった場合には、この契約は当然に終了することとします。

第 17 条（解約）

- (1) この契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。この場合、借主は、カード、正鍵および届出の印章を持参し、当金庫所定の手続をしたうえ、貸金庫を直ちに明け渡してください。なお、カード、正鍵または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第 10 条に準じて取り扱います。
- (2) 次の各号の一にでも該当する場合には、当金庫はいつでもこの契約を解約することができます。この場合、借主は、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに前項と同様の手続をしたうえ貸金庫を明け渡してください。
- 第 2 条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。
- ① 借主が使用料を支払わないとき
 - ② 借主について相続の開始があったとき
 - ③ 借主の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じたとき
 - ④ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由があるとき
 - ⑤ 借主がこの規定に違反したとき
 - ⑥ カードの改ざん、不正使用その他当金庫がカードの利用を不相当と認めたとき
 - ⑦ 貸金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関連法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
 - ⑧ 貸金庫が法令もしくは公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められるとき
 - ⑨ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、借主についての確認事項または届出事項等が偽りであることが明らかになったとき
 - ⑩ 実在しない名義による契約であることまたは契約名義人本人の意思によらずに契約がなされたことが明らかになったとき
 - ⑪ 上記①から⑩までの疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じないとき
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫は貸金庫の利用を停止すること、または解約の通知をすることによりこの契約を解約することができます。この場合、借主は、当金庫から解約の通知があったときは、直ちに第 1 項と同様の手続をしたうえ、貸金庫を明け渡してください。
- ① 借主が貸金庫使用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき
 - ② 借主が、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明したとき
 - ア. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - イ. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - ウ. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

- エ. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - オ. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③ 借主が、自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をしたとき
- ア. 暴力的な要求行為
 - イ. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ. 取引に関して、脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - エ. 風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
 - オ. その他前アからエに準ずる行為

- (4) 前三項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算によりお支払いください。この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。不足額が生じたときは直ちに お支払いください。なお、当金庫は、この不足額を明渡しの日第3条第1項の方法に準じて引落しをします。
- (5) 第1項から第3項の明渡しが3か月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫のうえ、格納品を別途管理し、もしくは一般に相当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には、廃棄することができます。なお、当金庫は、貸金庫の開庫に際して公証人等に立会いを求めることができます。これらに要する費用は借主の負担とします。
- (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われなときは、前項の処分代金をこれに充当することができます。不足額が生じたときは、当金庫からの請求があり次第、お支払いください。

第18条（貸金庫の修繕、移転）

貸金庫の修繕または移転その他やむを得ない事情により、当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、借主は直ちにこれに応じてください。

第19条（緊急措置）

法令の定めるところにより貸金庫の開庫を求められたとき、または当金庫の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開庫し臨機の処置をすることができます。そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第20条（代理人）

- (1) 貸金庫の開閉等について、当金庫所定の手続に従いあらかじめ代理人を届け出ることができます。
- (2) 代理人による貸金庫の開閉等を行う場合には、代理人のためのカードを発行し、代理人に使用していただきます。
- (3) 代理人の届出があるときは、代理人にこの規定を適用します。
- (4) 代理人の行為により借主に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

第21条（保証人）

第10条1項の場合その他当金庫が必要と認める場合には、保証人を求めることがあります。

第22条（規定の変更）

- (1) 当金庫は、この規定の各条項その他の条件を変更することができます。この場合、変更する旨および変更後の内容ならびにその効力発生時期を、当金庫ホームページへの掲載その他適切な方法により周知することとします。
- (2) 前項の変更は、周知の際に定める効力発生時期から適用されるものとし、この変更によって生じた損害については、当金庫は一切の責任を負いません。

以上

巢鴨信用金庫

(2021.1)